

## 【目次】

・集团的消費者被害回復のための新しい法律

……1 ページ

・結婚式会社(株)テイクアンドグヴ・ニースへの申入れ経過についてお知らせします

・消費者向けセミナー開催報告

……2 ページ

・消費者向けセミナー開催報告

……3 ページ

・公開セミナーのお知らせ  
・編集後記

……4 ページ



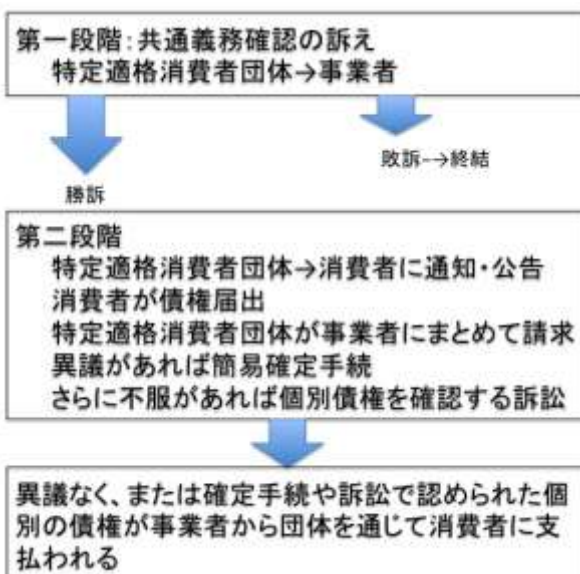
## ● ● 集团的消費者被害回復のための新しい法律

認定NPO法人消費者支援ネット北海道 検討委員長  
北海道大学大学院法学研究科教授 町村泰貴

かねてから検討課題であった「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」案が本年4月に閣議決定されて国会に上程され、参議院選挙後の臨時国会では衆議院で可決された。このニュースレター執筆時点では、参議院の審議中である。成立目前というところまできた。

もっとも担当大臣である森雅子・消費者問題担当大臣が、同時に特定秘密保護法案の担当大臣にもなったことから、審議時間がとれるか危ぶまれている。ニュースレターが届いた段階で成立しているだろうか？

さて、この法律(消費者契約法の中では消費者裁判手続特例法と略される)は、基本的に二段階型オプトイン方式で、提訴できるのは現在の適格消費者団体からさらに加重した要件の下で認定された特定適格消費者団体である。




この訴訟制度について問題点や課題は数多くあるが、ホクネットにとっての当面の課題は、担い手となる特定適格消費者団体になれるかどうかである。特定認定の要件がどうなるか、また認定をされたとしても、果たして損害賠償請求訴訟を手がけるだけの人的経済的基盤が確保できるか、ひいてはやる意味があるのか、法律ができればすぐに態度を決しないとしない。

今、世間を賑わしている食材の偽装表示問題も、ひどい場合には民事上の詐欺や不実告知として、取消により代金返還を求められるケースが多々あるだろう。個々の消費者それぞれが権利行使するのはコスト倒れでも、まともれば大きな力となる。そんな手段として活用できる良い制度となつてほしいものだ。

## 結婚式場会社(株)テイクアンドギヴ・ニーズへの申入れ経過についてお知らせします

ホクネットは事業者の苦情情報に接し、平成 23 年 8 月 9 日付けで契約書の送付を求める要請書を送付し、当該事業者が現在使用している契約書について、検討を続けてきました。当該事業者の会場利用申込規約に規定されているキャンセル料の金額が平均的損害を超え、消費者契約法 9 条 1 号により無効になる部分があるとして、申入書を 2 回送付しましたが、最終的に規約を変更する必要がないという回答書を受領しました。そこで、平成 25 年 8 月 7 日付けで差止請求書を送付しましたので、この間の経過について下記に紹介します。

ホクネットは今後、差止請求訴訟を視野にいれながら検討を続ける予定です。

申入年月日	申入れ等の内容	回答内容及び経過
2011.8.9	<b>* 要請書</b> 契約書等の送付のお願い	<b>2011.8.26</b> ・当該事業者から婚礼申込書を受領
2011.12.9	<b>* 申入書</b> ・会場利用申込規約に規定されているキャンセル料の金額が消費者契約法第 9 条 1 号により無効となる部分がある。	<b>2012.1.11 通知書</b> ・会場利用申込規約の第 8 条は消費者契約法 9 条 1 号に該当しない ・指摘のことは傾聴に値する点もあり、再検討の準備をする
2012.3.8	<b>* 再申入書</b> ・3 月末までに回答を求める要請	<b>2013.4.15 通知書</b> ・現時点で規約を変更する必要はない
2013.8.7	<b>* 差止請求書</b> ・会場利用契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担するキャンセル料・日程変更料を含む契約申込又は承諾の意思表示を行わない  	<b>2013.8.12 通知書</b> ・消費者契約法 9 条 1 号により、無効とは考えていない。 プランナーがお客様ニーズに応じた内容で作っており、キャンセル料は平均的損害を加味したものである。また、実際にはキャンセル料を形式的に適応する例は少なく柔軟な解決が図られている。 近時の判例等も参考にしつつ、引き続きキャンセル料について検討する

## 消費者向けセミナー開催報告

今年度も関係各機関のご協力の下、全道各地で消費者向けセミナーを開催しています。

10 月 1 日北見市民会館で「詐欺は振り込め詐欺だけじゃない、いろいろな詐欺」を開催。コ



ープさっぽろ委託事業で開催したセミナーの初回は弁護士の平松桂樹氏からお話をうかがいました。

振り込め詐欺はこれだけ報道されていても被害が減っていない。第 1 段階としてほぼ必ず「携帯電話の番号が変わった」という電話が来るので**変わる前の電話番号に必ずかけなおす**こと。またいろいろな詐欺の手口を紹介しながら、騙されてしまった場合の対処の方法として消費者センター、警察、弁護士に相談する、クーリングオフする、とにかく簡単に諦めないこと！と話されました。参

加した方は「消費生活相談窓口にいるので、このような講座は常に聞きたい。また消費生活相談をしている私たちと弁護士での立場の違いを再認識するとともに連携させて頂けることを望みます。」「実家の両親ともに 80 歳をすぎ心配な世の中です。今日の先生のお話で『週に一度は親の様子を・・・』という言葉聞き、実践しようと思った。」などの感想が寄せられました。

# 消費者向けセミナー開催報告

11月16日教育文化会館で 北海道消費者行政活性化補助事業 として公開セミナーを開催しました。テーマは「急増する財産被害への対処とは？」で30名が参加しました。講師の青野渉氏は消費者支援ネット北海道検討委員で先物取引業者、証券会社、銀行等から投資勧誘を受け、多額の損害を被った被害者からの相談に力を入れて活動されている弁護士です。投資まがいの詐欺商法の実例を挙げてのお話や、対処としては国民生活センターや金融広報中央委員会の「金融取引のトラブル防止」のページ、消費者庁などから情報を得て被害に対する備えをすることが大事であるという具体的なアドバイスや、投資被害に遭わないための鉄則は「どの商品が良いか悪いかを判断すること」よりも、「投資はしない」というスタンスが分かりやすい内容でした。

銀行や証券会社が勧める商品だから、なんとなく安心して投資する方も多いかもしれませんが、投資信託、仕組預金、単純な仕組債、複雑な仕組債などがあり、良く聞いてみると単に株を自身で買ったほうが良いと思えるものや、満期まで生きているのかも分からない20年や30年の超長期の為替連動型の仕組債というものなど商品を理解することは困難だけれども、減らしたくないお金は普通預金か定期預金に限るかなと思いました。参加者からは「実際に未公開株を購入しているし、友人も4000万円ほどの被害にあっている。」「老後の資金を少しでも増やしたいと思っていたのでとてもためになりました。」などの感想がありました。



11月20日コープさっぽろ帯広地区本部会議室で開催されたセミナー「わかりやすい成年後見制度のおはなし」



は弁護士の高橋剛氏に講師を引き受けていただきました。36名が参加して熱心に話を聴きました。成年後見制度は判断能力が不十分な人が身体的・経済的不利益などを被らず自分らしい生活を送ることができるようにするための制度ですが、①障がいの無い人が普通に生活を送るように障がいのある人も生活できる社会(ノーマライゼーション)、②自己決定権の尊重、③本人の能力の可能性を引き出す(エンパワメント)、④本人が人間らしく生活していくことを尊重する身上保護の重視を理念として作られています。

お話は具体的な事例やデータを交えながら、成年後見制度の手続きや費用、制度活用のメリットとデメリットなど一通りのことがわかる内容でした。参加した方からは「具体的な事例の紹介が特に分かりやすくこういう場でないと聞けないのでよい機会でした。」「成年後見制度はとても難しいものだと思っていたが、とても解り易く教えていただきました。」「私の場合は自分が認知症になる前に契約する方法が知りたくて来ました。」などの感想をいただきました。



# 公開セミナーのお知らせ

【札幌】 詐欺は振り込め詐欺だけじゃない、いろいろな詐欺

日時：12月13日（金）10：30～12：00

会場：コープさっぽろ北12条店2階会議室（札幌市北区北12条西1丁目）

講師：平松 桂樹氏（弁護士・消費者支援ネット北海道検討グループ員）

【帯広】 賢い保険契約の選び方～トラブルにあわないための契約時の注意点

日時：平成26年2月5日（水）14:30～16:30

会場：とかちプラザ3階304号室（帯広市西4条南13丁目）

講師：青野 渉氏（弁護士・消費者支援ネット北海道検討委員）

## 札幌市委託事業消費者志向経営促進講座（事業者向けセミナー）

【札幌】 ISO26000「社会的責任に関する手引き」とその実践

～社会貢献はいかになすべきか？

日時：12月9日（水）13：30～16：15

会場：札幌エルプラザ中研修室（札幌市北区北8条西3丁目）

講師：関 正雄氏（損保ジャパンCSR部上席顧問、明治大学準教授）

報告：赤澤 健一氏（株式会社 リヴァックス 代表取締役社長）

【札幌】 有料老人ホームの適正な契約の在り方

日時：平成26年1月17日（金）

会場：札幌エルプラザ大研修室（札幌市北区北8条西3丁目）

講師：Ⅰ部 13：30～14：45

「有料老人ホームに関する不当な表示」の運用基準と不当表示の事例紹介

向田 直範氏（北海学園大学法学部教授・消費者支援ネット北海道理事長）

Ⅱ部 15：00～16：00

「有料老人ホームをめぐる消費者問題の調査報告より」

飯田周作氏（国民生活センター相談情報部相談第三課主査）

「有料老人ホームの前払い金に係わる契約の問題点について」

道尻 豊氏（弁護士・消費者支援ネット北海道専務理事）

【札幌】 それでもなくならない企業不祥事～消費者からみた企業コンプライアンスとは

日時：平成26年2月26日 13：30～16：30

会場：札幌エルプラザ 中研修室（札幌市北区北8条西3丁目）

講師：高橋 剛氏（弁護士・消費者支援ネット北海道副理事長）

申し込み  
は、セミナー  
開催日と氏  
名、電話番  
号を明記の  
上、消費者  
支援ネット北  
海道までお願  
いします。  
(FAX,メールな  
どは下記をご  
覧下さい)

### 編集後記

札幌弁護士会主催の「秘密保護法」制定に反対する札幌市民集会で堤未果氏の講演「TPPより原発より危険な法案」を聞きました。言論統制への流れを止めるためにも「秘密保護法」を廃案にするべき。「無知」「無関心」「無気力」に陥ってはいけない！と萎えそうになる気力にパワーをいただきました。



内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定特定非営利活動法人

消費者支援ネット北海道(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL Info\_hokkaido@hocnet1222.jp

URL <http://www.e-hocnet.info/>

\*次号のニュースレター発行は平成26年1月31日を予定しています。